

## 浜松市老人福祉センターに係る審査基準及び処分基準

### (目的)

第1条 この審査基準及び処分基準(以下「基準」という。)は、浜松市老人福祉センター条例(昭和46年浜松市条例第21号。以下「条例」という。)及び浜松市老人福祉センター条例施行規則(昭和46年浜松市規則第23号。以下「規則」という。)に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正、かつ、円滑な執行を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準における用語の意義は、条例及び規則に定めるところによる。

### (利用の許可に係る審査基準及び標準処理期間)

第3条 条例第7条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

(1) 利用の申請が他の利用と競合する場合

(2) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合その他施設の機能によっては申請者の利用目的を達成することができないと認める場合

(3) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合

(4) 条例第9条の規定に基づき利用を制限する場合

2 規則第2条に規定する利用手続について、申請から許可までに要する標準的な期間は、特別の事情のない限り1日間とする。

3 条例第9条第3号に規定する「公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。」とは、センターにおける集会の自由を保障することの重要性よりも、センターで集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいい、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。(平成7年3月7日最高裁)

4 条例第9条第4号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。」とは、直接的利益にとどまらずに当該組織に間接的な利益を与えることをいう。

5 条例第9条第7号に規定する「管理上支障があると認めるとき。」とは、主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合をいう。(平成8年3月15日最高裁)

(使用料の減免に係る審査基準及び標準処理期間)

第4条 条例第11条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 利用者の所有する財産につき、震災、風水害、火災その他災害を受け、又は盗難にかかったとき。

(2) 利用者又は利用者とし計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

2 規則第6条第2項に規定する申請について、申請から許可までに要する標準的な期間は、特別の事情のない限り3日間とする。

(使用料の還付に係る標準処理期間)

第5条 規則第7条第2項に規定する申請について、申請から許可までに要する標準的な期間は、特別の事情のない限り3日間とする。

(使用料の後納に係る審査基準及び標準処理期間)

第6条 条例第10条第2項ただし書に規定する「その他市長が特別の理由があると認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合で、利用する日前の支払いが困難となった場合をいう。

(1) 利用者の所有する財産につき、震災、風水害、火災その他災害を受け、又は盗難にかかったとき。

(2) 利用者又は利用者とし計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

2 使用料の後納について、申し出を受けてから承認までに要する標準的な期間は、特別の事情のない限り3日間とする。

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第7条 条例第11条の4に規定する「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 条例第10条第1項又は同条第2項の規定に違反して使用料を納付しないとき。

(2) 条例第11条の3の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 規則第8条各号に規定する遵守事項に違反したとき。

(4) 規則第9条の規定による職員の入室を拒んだとき。

2 条例第11条の4第2号に規定する「管理上支障があるとき」とは、第3条第4

項に規定する場合をいう。

附 則

この基準は、平成 1 8 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 4 年 3 月 1 日から施行する。